

ボイラー運転管理業務仕様書

社会福祉法人岩手県社会福祉事業団中山の園（以下「甲」という。）が事業者（以下「乙」という。）に委託するボイラー運転管理業務については、次のとおりとする。

ただし、このボイラー運転管理業務仕様書は作業の大要を示すものであり、本仕様書に定めのない事項にあっても、甲が委託業務の遂行上必要と認められる軽易な業務についても契約金額の範囲内で実施するものとする。

1 履行場所

社会福祉法人岩手県社会福祉事業団 中山の園

2 運転管理業務実施期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間とする。

3 運転管理業務の内容

ボイラー及び附属諸設備の運転管理に必要な一連の業務とする。その業務項目は次のとおりとする。

- (1) 設備の始業点検
- (2) ボイラーの点火
- (3) 燃料状態の確認、給水管理、蒸気圧の確認、自動制御装置の作動確認、還水濃度の確認
及びオペレータの監視
- (4) ボイラー運転停止、還水ブロー及び薬液投入
- (5) 給気管及び還水管のバルブ操作
- (6) 各施設のボイラー関連設備の巡回及び操作
- (7) 日常点検及び定期点検
- (8) ボイラー関連設備の整備・修繕（簡易なもの）
- (9) その他必要な業務

4 給気の内容及び時間

別紙のとおりとする。

5 運転管理業務の委託要件

- (1) ボイラー運転の燃料及びボイラー並びに諸設備の運転管理上必要とする資材、薬液等の購入は甲が行うものとする。
- (2) 乙は、受託業務の実施にあたり労働安全衛生法第14条の規定による作業主任者を選任し、同法施行令第6条第4項に規定する業務を行わせるものとする。

6 業務に要する物品等

ボイラー運転管理業務に必要な消耗品等は、甲が購入するものとする。

7 安全衛生管理

- (1) 乙は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等関係法令を遵守し、ボイラー運転管理業務の安全を保ち、従事者に対し、当該業務の責任を自覚せしめ、事故防止に努めるものとする。
- (2) 乙は、ボイラー運転管理業務従事者の健康管理に留意し、その他健康診断を行うものとする。

8 その他の事項

- (1) 施設内の休憩室は、従業員の休憩休息以外の目的のために使用してはならないものとする。
- (2) 施設内の浴室は、ボイラー運転管理業務の従業員が必要に応じて利用するものとする。

給気内容及び時間

場所	給湯給気時間	期間	暖房給気時間	期間
全居住棟	午前5時30分 ～ 午後6時50分	5月～9月	午前5時30分 ～ 午後8時50分	4月及び 11月～3月
	午前5時30分 ～ 午後8時50分	4月及び 10月～3月		
サービス棟	午前6時30分 ～ 午後6時30分	4月～3月	午前6時30分 ～ 午後5時30分	4月及び 11月～3月
管理棟	午前8時00分 ～ 午後6時00分	4月～3月	午前8時00分 ～ 午後6時00分	4月及び 11月～3月
作業棟	午前8時00分 ～ 午後6時00分	4月～3月	午前8時00分 ～ 午後6時00分	4月及び 11月～3月
一戸・二戸 エリア担当部	午前8時00分 ～ 午後6時00分	4月～3月	午前8時00分 ～ 午後6時00分	4月及び 11月～3月
体育館	必要に応じて 指示する時間	必要に応じて 指示する期間	必要に応じて 指示する時間	必要に応じて 指示する期間

※ ただし、5月及び10月における暖房給気時間については、気候条件等を考慮して
甲乙協議するものとする。